

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

一 （略）

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第二項第一号、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第十三項ただし書、第十四項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五项第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第四十三条第二項第一号、第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条第二項、第四十三条の二第一項及び第二項、第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第二項の規定による認定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条第二項、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三一十七(略)

三一十七(略)